

甲状腺検査 Web 予約システム導入事業業務委託契約書（案）

- 1 委託業務の名称 甲状腺検査 Web 予約システム導入事業
- 2 履行期間 契約締結日から令和 7 年 6 月 30 日
- 3 委託料の額 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)
- 4 契約保証金 免除（公立大学法人福島県立医科大学契約細則（平成 1 8 年 4 月 1 日細則第 1 3 号）第 3 9 条第 1 項ただし書きの規定による。）

上記の委託業務について、公立大学法人福島県立医科大学（以下「甲」という。）と、
(以下「乙」という。) は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

(総則)

第 1 条 乙は、この契約書に定めるもののほか、別紙「甲状腺検査 Web 予約システム導入事業調達仕様書」（以下「調達仕様書」という。）に基づき、頭書の委託料をもって、頭書の履行期間内に、頭書の委託業務を完了しなければならない。

- 2 前項の調達仕様書に明記されていない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(権利義務の譲渡等)

第 2 条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括再委託の禁止)

第 3 条 乙は、委託業務の全部を一括して、若しくは主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合は、委託業務の一部を第三者（以下「再委託者」という。）に委任し、又は請け負わせることができる。

- 2 前項ただし書きの規定により甲が承諾した場合には、乙は、再委託者との間で、本契約に基づいて乙が甲に対して負担するのと同様の義務を、再委託者にも遵守させる契約を締結するものとし、乙は、甲に対して、再委託者の行為について全責任を負うものとする。

(受託者の義務)

第 4 条 乙は、委託業務の履行について法律上事業者としてのすべての責任を負うものとする。

- 2 乙は、すべての成果品が第三者の著作権、特許権その他の権利を侵害していないことを保証する。
- 3 乙は、その使用人に対し労働基準法及びその他労働関係法令上、使用者としてのすべての責任を負うものとする。

(管理責任者)

第5条 乙は、業務を主として担当する職員（以下「管理責任者」という。）を定め、契約締結日から7日以内に甲に書面（様式第3号）により通知しなければならない。なお、管理責任者を変更したときも同様である。

（業務従事者の資質）

第6条 乙は、委託業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）に健康にしてかつ甲の委託業務を履行するに十分な知識及び経験を有する者を選任するものとする。

（作業内容の協議等）

第7条 甲及び乙は、委託業務が完了するまでの間、その進捗状況の報告、問題点の協議・解決、その他委託業務の履行のために必要な事項について協議を行うものとする。当該協議の頻度等については、甲乙協議の上定める。

2 乙は、甲からの指示がある場合には、受託した委託業務の進捗状況等について甲が求める時期、内容で、書面等により報告しなければならない。

（履行場所）

第8条 委託業務の履行場所は、調達仕様書のとおりとする。

（作業施設等の提供）

第9条 甲は、委託業務の遂行に必要な施設設備、備品及び機器等を乙に対して無償で使用させるとともに、適切な作業環境を整備するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲の施設設備、備品及び機器等を使用するときは、善良な管理者の注意をもって使用するものとする。

（資料の提供）

第10条 乙は、委託業務の履行に関し、甲が所有する調達仕様書、図面、資料その他の資料及び情報が必要な場合には、甲に対しこれらの資料及び情報の貸与又は開示を求めることができるものとする。

2 乙は、甲から貸与又は開示を受けた資料・情報（以下「開示情報」という）の正確性・有用性等について確認、検証の義務は負担しないものとする。

3 甲は、開示情報を乙に対し貸与又は開示するに当たって、乙がこれらの情報等を委託業務の実施目的の範囲内で使用することにつき許諾する正当な権限を有していることを保証する。

（機密の保持）

第11条 甲及び乙は、相手方の書面による承諾を得ず、委託業務の実施により知り得た委託業務の内容及び関係書類並びに相手方固有の機密の情報であって、相手方が当該情報に直接機密である旨表示したもの（以下「機密」という。）を、履行期間はもとより本契約終了後も、第三者に開示又は漏洩してはならない。

2 甲及び乙は、機密を委託業務以外の目的のために使用してはならない。また、相手方の

書面による承諾を得ることなしに、外部への持ち出し、複写及び複製をしてはならない。

3 甲及び乙は、機密を善良なる管理者の注意をもって管理し、かつ他の情報と区別して厳重に保管しなければならない。また、委託業務を行うための必要最低限の責任者及び業務従事者、本契約と同等以上の守秘義務を課した再委託先その他の第三者及び弁護士、税理士、公認会計士その他法令に基づき守秘義務を負う者以外に機密を開示してはならない。

4 甲は、必要に応じて委託業務における乙の情報管理の状況を監査、聴取し、また、指導することができる。

なお、その場合は、乙は遅滞なくその指示、指導に応じなければならない。

(作成・修正したプログラム等に係る権利の帰属)

第12条 委託業務でシステムの修正・開発を行ったことにより修正又は作成されたプログラムに関する著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む）及び調達仕様書に定める成果品の所有権は、甲に帰属する。ただし、当該プログラム中、乙が従来より権利を有していたものに関する権利は、乙に留保されるものとし、乙は、それらを利用して当該プログラムと類似しているプログラムを作成することができる。

(事故等の報告)

第13条 乙は、委託業務の遂行に支障が生じるおそれがある事故の発生を知ったときは、直ちにその旨を甲に報告しその指示を受けること。

2 乙は、甲の指示に基づき速やかに必要な処置を加えた後、遅滞なく書面により詳細な報告並びに今後の方針案を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

(委託業務内容の変更等)

第14条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止させることができる。この場合において、委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、乙は甲に対し損害の賠償を請求することができる。この場合の損害の賠償額については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(事情変更による契約内容の変更)

第15条 契約締結後において、天災地変その他不測の事故又は経済情勢の激変により、契約内容が著しく不相当と認めると至ったときは、甲又は乙は、その実情に応じ相手方と協議の上、委託料、履行期間その他契約の内容を変更することができる。

2 前項の場合において、甲又は乙が損害を受けることがあっても、原則として甲又は乙は責任を負わないものとする。

(適正な履行期間の設定)

第16条 甲は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、委託業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により委託業務の実施が困

難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(乙の請求による履行期間の延長)

第17条 乙は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に委託業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により甲に履行期間の延長変更を請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。甲は、その履行期間の延長が甲の責めに帰すべき事由による場合においては、委託料について必要と認められる変更を行い、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(甲の請求による履行期間の短縮等)

第18条 甲は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を乙に請求することができる。

2 甲は、前項の場合において、必要があると認められるときは、委託料を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(一般的損害)

第19条 成果品の引渡し前に、成果品に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害（次条第1項に規定する損害を除く。）については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第20条 委託業務の履行に関して第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、乙がその賠償額を負担する。

ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担し、その損害が甲乙双方の責めに帰すことができない場合は、その負担について甲乙協議して定める。

2 前項の場合、その他委託業務の履行に関して第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲乙協議してその処理解決に当たるものとする。

(検査及び引渡し)

第21条 乙は、業務に着手する際は「着手届」（様式第1号）を甲に提出するとともに、完了時は、「完了届」（様式第2号）に必要書類を添えて提出すること。

2 甲は、前項の「完了届」を受理したときは、その日から10日以内に検査を行うものとする。

3 前項の検査の結果不合格となり、補正を命じられたときは、乙は、遅滞なく当該補正を行い、甲に補正完了届を提出して再検査を受けなければならない。この場合、再検査の期日については、前項の規定を準用する。

- 4 前項において発生する経費は、すべて乙の負担とする。
- 5 すべての成果品が検査に合格した日をもって、委託業務の終了とする。
- 6 検査期間内に検査合格の通知がない場合において、甲から書面による異議の申し出がないときは、検査は合格したものとみなす。
- 7 乙は、検査の結果合格した成果品をすべて甲へ引き渡すものとする。また、前項の規定により、検査に合格したとみなす成果品についても同様とする。

(委託料の支払い)

- 第22条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、適法な請求書により、甲に対して委託料を請求することができる。
- 2 甲は、前項の規定による支払いの請求を受けたときは、その日から30日以内に支払うものとする。

(協議解除)

- 第23条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約を解除することができる。

(甲の任意解除権)

- 第24条 甲は、委託業務が完了するまでの間は、次条、第26条又は第26条の2第1項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(甲の催告による解除権)

- 第25条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
- 一 正当な理由なく、委託業務に着手すべき期日を過ぎても委託業務に着手しないとき。
 - 二 履行期間内に委託業務が完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
 - 三 管理責任者を配置しなかったとき。
 - 四 正当な理由なく、第34条第1項の履行の追完がなされないとき。
 - 五 前4号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(甲の催告によらない解除権)

- 第26条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
- 一 第2条の規定に違反して委託料債権を譲渡したとき。
 - 二 この契約の成果品を完成させることができないことが明らかであるとき。

- 三 乙がこの契約の成果品の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 四 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙が債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- 五 契約の成果品の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- 六 前各号に掲げるほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 七 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者(福島県暴力団排除条例施行規則(平成23年福島県公安委員会規則第5号)第4条各号に該当する者)に委託料債権を譲渡したとき。
- 八 第28条又は第29条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- 九 乙が次のいずれかに該当するとき。
- イ 役員等(乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
- ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ヘ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(談合その他不正行為による解除)

第26条の2 甲は、この契約に関し乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約を解除することができる。

- 一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保

に関する法律（昭和22年法律第54号）（以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 第32条第2項の規定は、前項による解除の場合に準用する。

（甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第27条 第25条各号又は第26条各号に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、第25条又は第26条の規定による契約の解除をすることができない。

（乙の催告による解除権）

第28条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（乙の催告によらない解除権）

第29条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の解除をすることができる。

一 第14条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため委託料が3分の2以上減少したとき。

二 委託業務の中止期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が委託業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の委託業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（乙の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第30条 第28条又は前条各号に定める事項が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

第31条 甲は、この契約が委託業務の完了前に解除された場合において、乙が既に委託業務を完了した部分（以下「既履行部分」という。）の引渡しを受ける必要があると認めるときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、甲は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する委託料（以下「既履行部分委託料」という。）を乙に支払わなければならない。

2 前項に規定する既履行部分委託料は、甲と乙とが協議して定める。ただし、協議開始

の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

- 3 甲は、第1項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第32条の2第1項の規定により乙が賠償金を支払わなければならない場合にあつては、当該賠償金の額を第1項の規定により定められた既履行部分委託料から控除するものとする。
- 4 乙は、この契約が委託業務の完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が乙の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 前項前段に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第25条、第26条、第26条の2又は次条第3項によるときは甲が定め、第24条、第28条又は第29条の規定によるときは乙が甲の意見を聴いて定めるものとし、前項後段に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定めるものとする。
- 6 委託業務の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については甲及び乙が民法の規定に従って協議して決める。

(甲の損害賠償請求等)

第32条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- 一 履行期間内に委託業務を完了することができないとき。
 - 二 この成果品に契約不適合があるとき。
 - 三 第25条又は第26条の規定により、成果品の引渡し後にこの契約が解除されたとき。
 - 四 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、乙は、委託料の100分の5に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 第25条又は第26条の規定により成果品の引渡し前にこの契約が解除されたとき。
 - 二 成果品の引渡し前に、乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- 一 乙について破産手続開始の決定があつた場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - 二 乙について更生手続開始の決定があつた場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - 三 乙について再生手続開始の決定があつた場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、甲が損害の賠償を請求する場合の請求額は、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額（100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）とする。
- 6 第2項の場合（第26条第1項第7号及び第9号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（談合その他不正行為に伴う損害賠償の予約）

第32条の2 乙は、第26条の2第1項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、この契約による委託料の10分の2に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。委託業務が完了した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 第26条の2第1項第1号又は第2号のうち、命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合
- 二 第26条の2第1項第3号のうち、乙に対して刑法第198条の規定による刑が確定した場合

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金を超える場合において、甲がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

（乙の損害賠償請求等）

第33条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- 一 第28条又は第29条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- 二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第22条第2項の規定による委託料の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額（100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

（契約不適合責任）

第34条 甲は、委託業務処理に契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）

があるときは、乙に対し、成果品の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一 履行の追完が不能であるとき。

二 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 成果品の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約不適合責任期間等)

第35条 甲は、引き渡された成果品に関し、引渡しを受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、乙の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3 甲が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を乙に通知した場合において、甲が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

4 甲は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要なと認められる請求等を行うことができる。

5 前各項の規定は、契約不適合が乙の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する乙の責任については、民法の定めるところによる。

6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

7 甲は、成果品の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、乙がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

8 引き渡された成果品の契約不適合が調達仕様書の記載内容、甲の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、甲は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、乙がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(賠償金等の徴収)

第36条 乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から委託料支払の日まで年2.5パーセントの割合で計算した額(100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。)の利息を付した額と、甲の支払うべき委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき年2.5パーセントの割合で計算した額(100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。)の延滞金を徴収する。

(個人情報の保護)

第37条 乙は、この契約による委託業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(紛争の解決方法)

第38条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第39条 この契約に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲：委託者 福島県福島市光が丘1番地
公立大学法人 福島県立医科大学
理 事 長 竹 之 下 誠 一

乙：受託者

様式第 1 号

令和 年 月 日

公立大学法人福島県立医科大学理事長

受託者 住 所
名 称
代表者 職・氏名

着 手 届

令和 年 月 日付けで契約した下記委託業務について、令和 年 月 日付けで着手しましたので報告します。

記

- 1 業 務 名 甲状腺検査 Web 予約システム導入事業
- 2 委託期間 着 手 令和 年 月 日
履行期限 令和 年 月 日

〔 本件責任者 〕 _____ 上記受託者に同じ
〔 担当者氏名 〕 _____
〔連絡先電話番号〕 _____

※ 本書に「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載がある場合は、押印の省略並びに FAX や電子メールによる提出を可とする。

様式第2号

令和 年 月 日

公立大学法人福島県立医科大学理事長

受託者 住 所
名 称
代表者職・氏名 印

完 了 届

令和 年 月 日付けで契約した下記委託業務は、令和 年 月 日付けで完了しましたので報告します。

記

1 業 務 名 甲状腺検査Web予約システム導入事業

2 委 託 期 間 着 手 令和 年 月 日

履行期限 令和 年 月 日

3 実 績 報 告

4 本件責任者等

[本件責任者] _____ 上記受託者に同じ

[担当者氏名] _____

[連絡先電話番号] _____

※ 本書に「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載がある場合は、押印の省略並びに FAX や電子メールによる提出を可とする。

公立大学法人福島県立医科大学理事長

受託者 住 所
名 称
代表者 職・氏名

管 理 責 任 者 通 知 書

令和 年 月 日付けで契約した委託業務について、下記のとおり主として担当する者を定めましたので報告します。

記

- 1 業務名 甲状腺検査Web 予約システム導入事業
- 2 実施事務従事者

氏 名	部署（役職）	備 考

[本件責任者] _____ 上記受託者に同じ

[担当者氏名] _____

[連絡先電話番号] _____

※ 本書に「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載がある場合は、押印の省略並びに FAX や電子メールによる提出を可とする。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を

受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

第9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

(調査監督等)

第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者（再委託先が子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下次項において同じ。）に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第14 乙又は乙の従事者（乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。